

## 県産品電子カタログ運営業務委託仕様書

### 1 委託業務名

県産品電子カタログ運営業務

### 2 業務目的

首都圏や関西等のホテル、百貨店、飲食店等のバイヤーを対象とした県産品電子カタログ（以下「電子カタログ」という。）に関する保守管理を行うとともに、電子カタログへの製品等の追加掲載、情報発信を行うことにより、県産品の販売促進と認知度向上を図る。

### 3 業務実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 4 委託業務の内容

#### (1) システム運用管理及び保守

ア サーバー、回線等は過去のサイトの閲覧者数等をふまえ、必要かつ十分な容量とし、システム関連機器は耐障害性に優れた構成とするなど信頼性が確保できるものとする。

イ システムの運用管理及び保守を行う者を明確に定め、個別のID、パスワード等によりアクセス権限を管理すること。

ウ 上記アクセス権限を有する者の氏名、ID、権限の範囲等を記載したリストを県に提出すること。なお、権限を持つ者に異動等があった場合は速やかにパスワード等を抹消するとともに、県に報告を行い、リストの補正を行うこと。

エ アプリケーションは、汎用性が高いものを使用し、必要に応じてソースプログラムの改造等のカスタマイズを行うことができるものとする。また、アプリケーションに脆弱性が発見された場合は、製品ベンダーが提供する修正プログラム（パッチ）を適用したり、ネットワーク経由でのアップデートを行ったりするなど、速やかに対応すること。

オ 運用管理は次のとおりとする。

(ア)稼働状況監視（ログチェック、ヘルスチェック）

(イ)障害対策

(ウ)機器の保守点検（年に1回以上）

(エ)バックアップ（四半期毎に1回以上）

(オ)セキュリティ情報の収集、報告及び対策

(カ)ウイルス対策

- カ システム環境（サーバー等）やシステム関連機器の変更、データベースの移行等を行う必要が生じた場合は、県の了承を得た上で、受託者において変更や移行前にバックアップを行うとともに、変更や移行後に動作試験を行うなど、サイトの継続的な運用に支障がないように実施すること。なお、これらの経費は委託費に含むものとする。
- キ サイトについて適切に管理を行い、障害が発生したときは直ちに県に対し報告を行うとともに、受託者の費用において対策を講じ、復旧を行うこと。
- ク システムの更新作業、機器の交換等、システムの運用において発生した作業内容については、作業記録を作成し、適切に管理すること。
- ケ 運用管理において取得したバックアップのデータについては、本事業の業務実施期間満了後、適切な管理のもと1年以上保管するとともに、システムログやアクセスログについても、取得から1ヶ月間程度閲覧を可能とすること。
- コ 必要に応じて、サイトの運営管理等に係るマニュアル等を整備すること。

## （2） セキュリティ対策

- ア 使用するウイルス対策ソフトについては、最新のパターンファイルを使用したチェックを行うとともに、不正アクセス、ハッキング等についても対策を講じること。
- イ セキュティーホールのチェックを行い、問題が発見された場合は速やかに対策を施すこと。
- ウ 常に最新のセキュリティインシデントの情報を収集し、対策に努めること。
- エ 本事業において使用した機器等を廃棄する場合は、データ消去ソフトウェア等を使用し、情報が復元できないような対策を講じること。
- オ システムにて取り扱う情報は、全て暗号化処理（SSL等）を施し、通信すること。
- カ 県が定期的に行うセキュリティ診断（監査）等については、その指示に従い、適切に実施するとともに、異常が検出された場合は速やかに改善策を講じること。
- キ 上記のほか、「安全なウェブサイトの作り方（独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター）」を参考にセキュリティ対策を講じること

## （3） コンテンツの制作等

- ア コンテンツはパソコン、スマートフォン、タブレット端末に対応することとし、閲覧する各機器の画面サイズ等に最適化したレイアウトで快適に動作すること。なお、OSはWindows、Mac、Android、iOS、Linux等に対応す

ること。

イ 以下のブラウザでは、レイアウトを含めてコンテンツが正確に表示され、各種システムの機能が快適に利用できること。基本的には各ブラウザの最新バージョンをターゲットとするが、利用状況等を考慮し、必要と思われる場合は旧バージョンでの閲覧にも適宜対応すること。

- ・ Microsoft Edge
- ・ Microsoft Internet Explorer
- ・ Google Chrome
- ・ Mozilla Firefox
- ・ Apple Safari
- ・ Apple Mobile Safari
- ・ Android Browser

ウ PDF ファイル形式でタブレット等の端末に格納することによって、場所を選ばず速やかに目的の画面を表示できるようにすること。

#### (4) 電子カタログへの製品・事業者の追加掲載および修正

ア 受託者は製品 20 件程度を追加掲載すること。掲載する事業者及び製品について、県と協議して決定すること。

イ 電子カタログに掲載する製品は、青果物、野菜加工品、果実加工品、豆類の調製品、食肉製品、酪農製品、加工魚介類、調味料及びスープ、調理食品、飲料等（アルコール類含む）とすること。

ウ 掲載する事業者は、県内に住所を有するか、主たる原材料に県内産製品を使用した製品を製造している者とすること。

エ 掲載している事業者に対して年 1 回の製品情報等変更が無いか確認し、掲載内容の変更等が生じた場合は、適宜修正すること。

#### (5) サイトアクセス数の向上に向けた取組等

ア メールによる情報発信

ホテル、百貨店、飲食店（計 300 件程度）に対して、季節のおすすめ商品などのトピックスについて、メールにより年 6 回程度情報発信すること。なお、情報発信の内容については県が作成するものとする。

イ 他サイトや他団体との連携等を図ること。

ウ 半期ごとにアクセス解析の結果を報告すること。

### 5 電子カタログの情報・掲載項目

(1) 製品情報は 1 製品につき A 4（1 ページ）にまとめること。事業者情報は 1 事業者につき A 4（1 ページ）にまとめること。

(2) 事業者情報には、経営理念、製造のこだわり、その他の主な製品、事業者の

歴史や地域産業の背景など、製品や事業者の魅力を伝えるために望ましい項目を設けること。

(3) 電子カタログの掲載項目については、FCP展示会・商談会シート（農林水産省）を基本に、現在の電子カタログに準じたものとし、次の項目を参考とすること。

ア 食品表示基準第3条第1項関係；名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限、原材料名、添加物、内容量又は固形量及び内容総量、栄養成分の量及び熱量、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称等

イ 食品表示基準第3条第2項を参考とすること。

ウ その他；加工食品の特徴、希望小売価格、取引方法、供給可能時期、取引エリアの制限、納品単位、保存温度帯、加工食品及び製造工程又は事業者に関する写真（画質が鮮明なもの）

## 6 実施に当たっての留意点

(1) 使用される全ての画像等は、必ず著作権の了承を得て使用すること。仮に第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、受託者が自らの責任で対処することとし、県は一切の責任を負うものではない。

(2) 本業務に関わる所有権や著作権は、すべて県に帰属することとし、事前の連絡なく加工及び二次利用できないものとする。

## 7 委託業務完了時に提出する成果品

- ・本業務で実施した掲載希望事業者調査結果
- ・本業務で作成した電子カタログデータ及びPDF化したデータ
- ・上記のデータを収めた電磁的記録媒体

## 8 その他

(1) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細は県と十分な協議を行いながら進めるものとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度県と協議のうえ、その指示に従い作業を進めること。また、県は作業期間中いつでもその作業状況の報告（報告書の作成含む）を求められることができるものとする。

(2) 令和8年度以降の当カタログについて、令和7年度と異なる受託者による運営または県による自主運営となった場合は、県の指示に従い、カタログに掲載されているすべての情報（データ）を速やかに提供し、年度当初から切れ目なくカタログが運営できるよう協力すること。その際、カタログの移行が容易に行えるよう、アプリケーション等は汎用性が高いもので構築すること。

(3) 本仕様書に記載されている内容、または本仕様書に定めのない事項について

疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ、決定するものとする。

(4) 本仕様書は、県と受託者が協議のうえ、必要に応じて改正することができる。